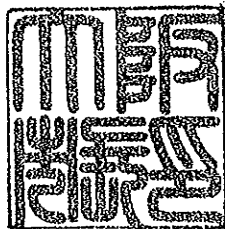


不 存 在 に よ る 非 公 開 決 定 通 知 書

大政第317号
平成24年11月26日

阪口 徳雄 様

大阪市長 橋下 徹



平成24年11月9日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書を保有していないため、公開しないことを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	・特別職の秘書の業務内容を定めた文書 ・同秘書に奥下剛光氏を採用した理由などを記載した文書 ・同秘書の平成24年2月1日から平成24年10月末日までの出勤状況を示す文書（タイムカードがあればその文書） ・同秘書の平成24年2月1日から平成24年10月末日までの間に秘書業務日誌など名称に拘わらず、同人の従事した業務内容を記載した文書 ・同秘書が平成24年2月1日から平成24年10月末日までの間に参加した会議、行事などを記載した文書 ・その他、同秘書が関与した活動などについて記載した文書
公開請求に係る公文書を保有していない理由	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
担 当	政策企画室秘書部秘書担当（電話番号 06-6208-7236）
備 考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して不服申立てをすることができます。
また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において大阪市長を代表する者は、大阪市長となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

市長の特別職の秘書について

身 分：地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づく特別職
「特別職の秘書の職の指定等に関する条例」で指定

業 務：・中央官庁、各政党との連絡調整
・市会各派との連絡調整
・市長からの特命事項にかかる連絡調整等

設置日：平成24年2月1日

任 期：1年間、ただし再任を妨げない